

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和3年 11月 2日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和3年10月1日(金) 午前9時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席番号	氏名	出欠等の有無	議席番号	氏名	出欠等の有無
会長	中村 榮 憲	出	松隈	築地 孝 彦	出
副会長	原 武 学	出	石動	元石 久 隆	出
2	江口 啓 子	出	三津	城尾 良 信	出
3	中村 佐 代 子	出	大曲	福島 啓 洋	出
5	城島 訓 浩	出	吉田	北島 知 典	欠
6	荒木 清 隆	欠	田手	森 勝 浩	出
7	森田 利 光	出	豆田	原 隆 司	欠
8	小林 宏	出	箱川	江頭 秀 臣	出
9	大坪 敏 博	出			
10	木下 大 学	出			
11	内川 正 良	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局長] 多良 和孝	副課長 長野 充貴 係員 田中 貴章
-----	------------	-----------------------

5. 議事録署名委員の指名 11番 内川 正良 委員 1番 原武 学 委員

6. 議 事

第1号報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	1件
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	2件
第2号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請案件	2件
第3号議案	農地転用許可後の事業計画変更承認請案件	2件
第4号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	4件
第5号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和3年度 第8号農用地利用集積計画(案)の決定案件	19件
第6号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件	2件
第7号議案	農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更	

〔開会 午前 9 時 00 分〕

○ **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和 3 年 11 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。

○ **会長** 皆さんおはようございます。本日もみなさんよろしくをお願いします。

(会長 あいさつ)

○ **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11 名中 10 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は 6 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は中村会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

○ **議長** それでは、総会の次第によりまして、2 番の議事録署名委員の指名を行います。

11 番 内川 正良 委員 1 番 原武 学 委員、議事録署名をお願い致します。

○ **議長** 3 番の議事に入ります。

第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	1 件
第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	2 件
第 2 号議案	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件	2 件
第 3 号議案	農地転用許可後の事業計画変更承認請案件	2 件
第 4 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	4 件
第 5 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和 3 年度 第 8 号農用地利用集積計画 (案) の決定案件	19 件
第 6 号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件	2 件
第 7 号議案	農業振興地域整備計画 (農用地利用計画) の変更 申請に伴う農業委員会の意見聴取案件	1 件

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第 1 号報告について説明をお願いします。

○ **事務局長** 1 ページをごらんください。第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について説明します。第 1 号報告朗読。説明は以上です。

○ **議長** 続きまして、第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件整理番号3-1について説明を求めます。

○ **事務局長** 2ページをごらんください。第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号3-1について説明します。整理番号3-1を朗読。所有権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、3ページの調査書のとおりで、2項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、4ページに位置図、5ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員及び〇〇委員ご意見を願います。

○ **〇番（〇〇委員）** 現にここは耕作されており、これからもしていくという事なので問題ないと思います。

○ **〇番（〇〇委員）** ここは農地としてとてもいい場所なので譲受後も娘さんが耕作されるということですのでよかったですと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第1号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号3-2について説明を求めます。

○ **事務局長** 6ページをごらんください。第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号3-1について説明します。整理番号3-2を朗読。所有権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、7ページの調査書のとおりで、2項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。申請地につきましては、8ページに位置図、9ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員及び〇〇委員ご意見を願います。

○ **〇番（〇〇委員）** 別に問題ないと思います。

○ **〇番（〇〇委員）** 問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **〇番（〇〇委員）** 単純な質問ですけども農地のまま贈与されるにあたって贈与税の評価額はどのようになるのでしょうか。

○ ○番（○○委員） 農業委員会で質問する話じゃなかでしょうもん。あとで事務局に聞いてください。総会で話すことじゃない。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請案件整理番号4-1について説明を求めます。

○ 事務局長 10ページをごらんください。第2議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請案件 整理番号4-1について説明します。

整理番号4-1を朗読。申請地は、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断されます。転用目的の共同住宅は、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、11ページに位置図、12ページに字図の写し、13ページに土地利用計画図、14ページに断面図、15ページに建物平面図、16ページに建物立面図、17ページに建物平面図、18ページに建物立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○番（○○委員） 先月区長と生産組合長との立ち合いで、確認しました。東側に傾斜がついてますので、そこに雨水が流れ込むためそこが崩れないようにコンクリートなんかを着けてくれと意見が出ました。再確認の意味合いで言ってますけど。建物自体は問題ないと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請案件整理番号4-2について説明を求めます。

○ 事務局長 19ページをごらんください。第2議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請案件 整理番号4-2について説明します。

整理番号4-2を朗読。申請地は、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住

宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから第 2 種農地と判断されます。転用目的の敷地拡張は、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、20 ページに位置図、21 ページに字図の写し、22 ページに土地利用計画図、23 ページに顛末書、24 ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇番（〇〇委員）** 特に問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 3 号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請整理番号変更-1 について説明を求めます。

○ **事務局長** 25 ページをごらんください。第 2 議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請案件 整理番号変更-1 について説明します。

整理番号 5-2 を朗読。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。次の整理番号 5-1 も関連していますので続けて説明をお願いします。

○ **事務局長** 32 ページをごらんください。第 4 議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1 について説明します。

整理番号 5-1 を朗読。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断されます。転用目的の土砂採取（一時転用）は、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、33 ページに位置図、34 ページに字図の写し、35 ページに計画平面図、36 ページに排水計画平面図、37 ページに計画断面図、38 ページに採掘企画図・排水路詳細図、39 ページに集水流域図、40 ページに雨水排水計画計算書を添付しております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見を願

いします。

○ ○番(○○委員) 周所有者の方は町外にいらっしゃり原野化しているので、問題ないと思いますし、雨水に関しても排水路をきちんと設けてあるため大丈夫だと思います。

○ 議長 続きまして、地元最適化推進委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○○推進委員 一番の懸念は排水ですが、調整池なども整備されており今年の大雨でも崩れたりしなかったので問題ないと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ ○番(○○委員) ちょっと見ていたんですけども農道とかの復旧とかその辺は問題ないですか。図面上残っているなら、付替えなりして里道は残さんば。

○ 事務局 当初に出された際の話でどうなのかなんですけど底地が町の持ち物であるならばもちろん復旧か付替えが必要になります。当初申請があった際審議されてると思うんですけど。

○ ○番(○○委員) 思うじゃ困る。図面の中に書いてもらわんと審議されんやんね。面積が広いけんなんかあったら農業委員会の責にされる。

○ 事務局 一回目の申請時に復旧する旨の書類を提出されています。

○ ○番(○○委員) わかりました。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-2について説明を求めます。

○ 事務局長 41ページをごらんください。第4議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-2について説明します。

整理番号5-2を朗読。申請地は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されます。転用目的の一般住宅は、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、42ページに位置図、43ページに字図の写し、44ページに土地利用計画図、45・46ページに建物平面図、47ページに建物立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。最適化推進委員の○○委員ご意見をお願いします。

す。

○ ○○推進委員 特に問題ないと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-3について説明を求めます。

○ 事務局長 48ページをごらんください。第4議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-3について説明します。

整理番号5-3を朗読。申請地は、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断されます。転用目的の一般住宅は、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、49ページに位置図、50ページに字図の写し、51ページに土地利用計画図、52・53ページに建物平面図、54ページに建物立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、○○委員ご意見をお願いします。

○ ○番(○○委員) 周囲は宅地化されており問題ないと思います。

○ 議長 続きまして地元最適化推進委員の○○推進委員ご意見をお願いします。

○ ○○推進委員 別に問題ないと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-4について説明を求めます。

○ 事務局長 55ページをごらんください。第4議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-4について説明します。

整理番号5-4を朗読。申請地は、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住

宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから第 2 種農地と判断されます。転用目的の共同住宅は、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、56 ページに位置図、57 ページに字図の写し、58 ページに土地利用計画図、59 ページに断面図、60・61 ページに建物平面図、62 ページに建物立面図を添付しております。

説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。
- **〇番（〇〇委員）** 当初は土地転がしじゃないかと思ってたんですけど、理由書も出されており転用目的も同じであることから転用自体は問題ないかと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 2 号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和 3 年度 第 8 号農用地利用集積計画（案）の決定案件について説明を求めます。

○ **事務局長** 63 ページをごらんください。第 5 号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。田が 41 筆 107,355 m²、畑が 0 筆 0 m²、合計の 107,355 m²となっております。次に 64 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 4,407,753.40 m²、今回解約面積 35,844 m²、今回計画といたしまして 105,492 m²、現在の合計 4,477,401.40 m²となっております。農用地利用集積計画については以上です。

○ **議長** 続きまして、第 6 号議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件について説明を求めます。

○ **振興係担当者** 65 ページをごらんください。第 6 議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件について説明します。今回はお二人申請が出ていますので順番に説明します。

第 6 号議案 1 人目朗読。

説明は以上です。

- **議長** それでは、案件ごとに審議します。農業委員会は意見書を出さなくてはなりません。ご意見のある方はお願いします。
- **○番(○○委員)** 借地が11丁4反てなってますけど、先月5丁2反解約しましたよね。これ面積違うじゃないですか。
- **振興係担当者** 米を植えられてます。解約は来年からでしょ。
- **○番(○○委員)** 来年からでん目標は減るじゃんね。
- **振興係担当者** 減らした部分を他で借りて10丁に持っていききたいという事です。
- **○番(○○委員)** 年間の従事時間が2,400時間で書いてあるばってん2,400時間しよらんもんね。認定農業者で大豆も作りよらんじゃなかですか。全然。大豆作ってるてしとるばってん作ってないですよ。3割は転作せんばいかんでしょうもん。自分だけよかごととして地区に迷惑ばかけよるじゃないですか。そいけんこがんとば認定農業者にするとがおかしかですよ。水はよかごとするし、農業委員ばしとってこがんとば出すとおかしか。農業者年金もかたつとらんやなかですか。推進する立場やったもんが。こがんことばっかりして土地ば貸す者がおるわけなかやなかですか。小作料も払わん人間に誰が5丁も貸すですか。ちゃんと調べてください。
- **議長** 農業委員会はあくまでも意見を出すのであって、審査委員会というのが別にあるそうです。こうやって出た意見を元に審査委員会で審査してもらいたいと思います。他にありますか。
- **○推進委員** 私この方の隣で田んぼ作ってるんですけど全然草とか切らないんですよ。2,400時間で書いてあるけどしてない。機械乗ってるだけ。周りの人にも迷惑かけてますもんね。私も迷惑します。だからきちんと審議してもらわないと。周りが迷惑するだけですよ。
- **○番(○○委員)** 周りが大豆しよるとに我が稲作りよるけんが。
- **議長** はい。他に意見ないでしょうか。
- **○番(○○委員)** 認定農業者を私が受ける時に要綱とか見たんですけど、意欲のある農家さんが認定農業者になってくださいと書いてあったんです。私はこの方をよく知らないんですけど周りの方の話を聞くと、意欲のある農家と言えるのかと疑問を持ちました。
- **○番(○○委員)** この方に限らず10丁以上作ってる人は畔の管理が悪か。草ば刈らんと種が水田に落ちるじゃんね。みんな迷惑しとる。その辺を指導ば。認定農業者で申請するならさ。
- **○番(○○委員)** ちょっと聞いたんですけどライスセンター引いてるんでしょ。

個人的に出すのはいいと思うんですけど、今まで入っててそれを離脱して刈り入れの時に他のところに出してるって聞いたんですよ。認定農業者になる人がそんなことをするのはどうなのかと私も思います。

○ **議長** はい。それでは皆様から出た意見を参考に意見書を出したいと思います。それでは次の案件の説明をお願いします。

○ **振興係担当者** 69ページをごらんください。第6号議案1人目朗読。
説明は以上です。

○ **議長** それでは、ご意見のある方はお願いします。ありませんね。意見なかばってん意見書作りきるね。よかですね。それでは事務局で意見書を作成して提出したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第7号議案 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件について説明を求めます。

○ **振興係担当者** 71ページをごらんください。第7議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件について説明します。今回はお二人申請が出ていますので順番に説明します。

第7号議案朗読。

説明は以上です

○ **議長** 説明が終わりました。皆様から意見があればお願いします。意見も無いようなのでこの案件についても事務局で取りまとめて意見書を提出したいと思います。

○ **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。

これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前10時30分